



e-Invoicing

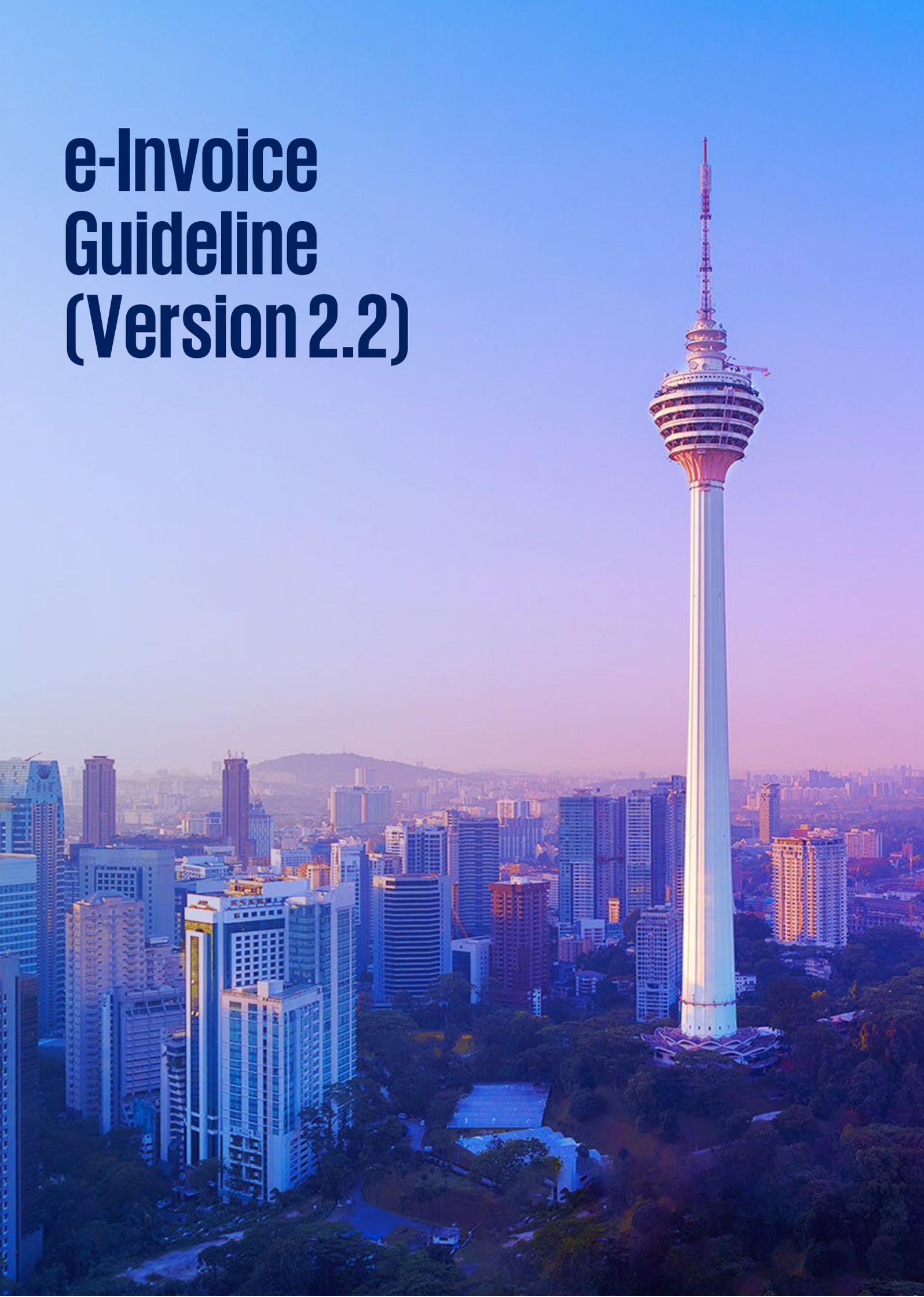
更新されたガイドラインのハイライト



16 February 2024

KPMG in Malaysia

e-Invoice Guideline (Version 2.2)



e-Invoice Guideline (Version 2.2)

所得税法 134A 項に基づき e-Invoice Guideline (Version 2.2) が 2024 年 2 月 9 日に公表されました。これは 2023 年 10 月 28 日に公表された e-Invoice Guideline (Version 2.1) に置き換わるものです。主な更新内容は以下のとおりです。

導入タイムライン

e-Invoice Guideline (Version 2.2) では、e-Invoice を発行する義務はサプライヤーにある（self-billed e-Invoice の場合はバイヤーにある）という点において、導入タイミングを明確化している。全面導入までの移行期間において、納税者は通常のインボイス/レシート（導入スケジュールに従い、サプライヤー側が未だ e-Invoice を適用していない場合）、もしくは検証された e-Invoice のどちらかを受領することとなる。

e-Invoice の適用 免除者

e-Invoice Guideline (Version 2.2) において、ビジネスを行わない個人も免除者のリストに含まれることとなった。

これにより、現在の適用免除者（self-billed e-Invoice を含む）は 12 となっている。税務目的においては、免除者から発行された領収書のみが、費用の証明として利用される。

次の免除者との取引については、サプライヤーはバイヤーの TIN（税務番号）の箇所に、一般 TIN（すなわち EI0000000040）を入力することが認められている。

- 政府
- 州政府、州機関
- 政府機関
- 地方機関
- 法定機関
- 上記の政府、機関が提供する施設（病院、クリニック、多目的ホールなど）

注: バイヤーに一般 TIN が適用される場合として、*Appendix 1 – List of General TIN of the e-Invoice Specific Guideline (Version 2.0)* に TIN が割り当てられていない免除機関が記載されている。

却下またはキャンセル

e-Invoice Guideline (Version 2.2) において、バイヤーによる却下、もしくはサプライヤーによるキャンセルリクエストに関する 72 時間の措置は、サプライヤー、バイヤー双方の利便性のためであることが明確化された。サプライヤーがこのキャンセル/却下の機能を利用しなければ、全ての変更は credit note/debit note/refund note e-Invoice の発行を通じて行うこととなる。

e-Invoice の必要記載事項 (Appendix 1)

e-Invoice の発行に際しては、8 カテゴリー（従前は 9 カテゴリー）、55 項目（従前は 51 項目）のデータが必要とされる。更新されたデータは次のとおり。

No.	区分	カテゴリー	フィールド名	特記事項
1.	変更	Supplier's Details	Supplier's Registration/ Identification Number / Passport Number	MyTentera (マレーシア人) および MyPR / MyKAS (非マレーシア人) が追加された。
2.	変更	Buyer's Details	Buyer's Registration/ Identification Number / Passport Number	MyTentera (マレーシア人) および MyPR / MyKAS (非マレーシア人) が追加された。
3.	削除	Invoice Details	Date and Time of Validation	e-Invoice の検証日時が削除された。
4.	変更	Invoice Details	Frequency of Billing	Invoice の発行頻度についての例示が追加された。 (日次、週次、隔週、隔月、四半期、半期、その他 / 該当なし)
5.	変更	Invoice Details	Billing Period	請求期間に関する例示のフォーマットが変更された。 (例 2025-01-01 – 2025-01-31).
6.	削除	Unique ID Number	IRBM Unique Identifier Number	IRB から割り当てられる固有番号が削除された。
7.	変更	Products / Services	Tax Type	このデータフィールドは各ライン、インボイスレベルの両方に適用される旨が追記された。

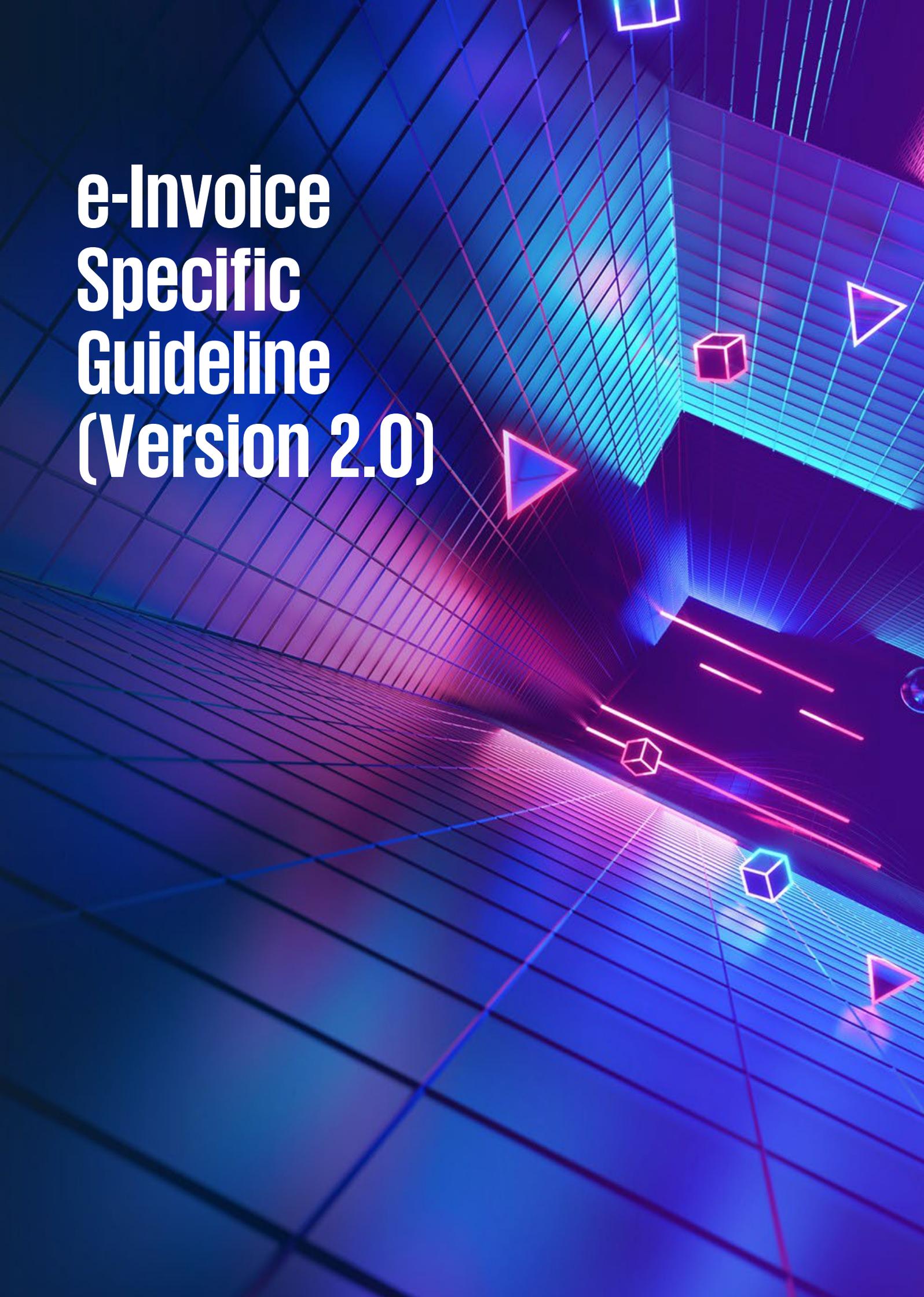
No.	区分	カテゴリー	フィールド名	特記事項
8.	変更	Products / Services	Tax Rate	該当する場合、記載が必須である旨が追記された。
9.	変更	Products / Services	Tax Amount	このデータフィールドは各ライン、インボイスレベルの両方に適用される旨が追記された。
10.	変更	Products / Services	Subtotal	金額には手数料を除くことが明確化された。このデータフィールドは各ラインのみに適用される旨が追記された。
11.	変更	Products / Services	Total Excluding Tax	このデータフィールドは適用される割引や手数料を含み、SST などの税は除いた、支払額の合計であることが明確化された。また、このデータフィールドは各ライン、インボイスレベルの両方に適用される旨が追記された。
12.	変更	Products / Services	Total Including Tax	このデータフィールドはインボイスレベルのみに適用される旨が追記された。
13.	新設	Products / Services	Total Net Amount	このデータフィールドは適用される割引や手数料を含み、SST などの税は除いた、支払額の合計である。このデータフィールドは各ライン、インボイスレベルの両方に適用され、該当する場合のオプションである。
14.	新設	Products / Services	Total Payable Amount	このデータフィールドは税を含む支払額の合計から前受け、端数切捨てを除いた金額であり、インボイスレベルのみに適用される。
15.	新設	Products / Services	Rounding Amount	支払額に加えた端数で、インボイスレベルのみに適用され、該当する場合のオプションである。
16.	新設	Products / Services	Total Taxable Amount Per Tax Type	各税目の合計金額であり、インボイスレベルのみに適用される。
17.	変更	Products / Services	Discount Rate	このデータフィールドは各ライン、インボイスレベルの両方に適用される旨が追記された。
18.	変更	Products / Services	Discount Amount	このデータフィールドは各ライン、インボイスレベルの両方に適用される旨が追記された。
19.	新設	Products / Services	Fee / Charge Rate	製品またはサービスに関連して課される料金（パーセンテージまたは指定料率）。このデータフィールドは各ライン、インボイスレベルの両方に適用され、該当する場合のオプションである。

No.	区分	カテゴリー	フィールド名	特記事項
20.	新設	Products / Services	Fee / Charge Amount	製品またはサービスに関連して課される料金。このデータフィールドは各ライン、インボイスレベルの両方に適用され、該当する場合のオプションである。
21.	変更	Payment Info	Prepayment Amount	支払額から前払額へ名称が変更された。
22.	変更	Payment Info	Prepayment Date	支払日から前払日へ名称が変更された。
23.	変更	Payment Info	Prepayment Reference Number	支払番号から前払番号へ名称が変更された。

e-Invoice オプション記載事項 (Appendix 2)

Shipping Recipient's Registration Number において、MyTentera (マレーシア人) および MyPR / MyKAS (非マレーシア人) を追加。

e-Invoice Specific Guideline (Version 2.0)



e-Invoice Specific Guideline (Version 2.0)

所得税法 134A 条に基づき e-Invoice Specific Guideline (Version 2.0) が 2024 年 2 月 9 日に公表されました。これは、2023 年 10 月 28 日に公表された e-Invoice Specific Guideline (Version 1.1) に置き換わるものです。主な更新内容は以下のとおりです。

バイヤーの詳細情報

個人のバイヤーに関して、以下の特例が追加された。

マレーシア人 – MyTentera 番号も使用可能

非マレーシア人 – MyPR もしくは MyKAS 番号も使用可能。非マレーシア人が TIN を保持していない場合、サプライヤーは、当該個人のパスポート番号/MyPR/MyKAS 番号とともに、一般 TIN (すなわち EI00000000020 - 外国人バイヤーの TIN) を使用することができる。

Consolidated e-Invoices

e-Invoice Specific Guideline (Version 2.0) は、サプライヤーが Consolidated e-Invoice (集約したインボイス) の発行に際し、以下のいずれか (または組み合わせ) の方法を採用する際の更なるガイダンスを提供している。

- Consolidated e-Invoice において、各レシートを個別の行項目として表示する方法
- レシート番号が連続している場合、レシートをまとめて個別の行項目として表示する方法 (すなわち、レシート番号の連続性が切れた場合は、新たな行項目として表示する)
- 各支店または拠点ごとに、それぞれが発行したレシートにつき上記の(a)または(b)のいずれかを採用し、Consolidated e-Invoice を発行

旧ガイドラインで記載されていた以下の例示は削除された。

- 全てのレシートを一つの行項目として表示する
- 各支店または拠点が発行したすべてのレシートのサマリーを個別の行項目として表示する

企業がどのような方法を採用する場合でも、Consolidated e-Invoice の「Description of Product / Services」のデータフィールドには、各取引のレシート番号のみを記載すればよい。

Consolidated e-Invoice は、self-billed e-Invoice には適用されない。

Consolidation of e-Invoice が適用できない活動

Consolidation of e-Invoice が適用できない業界/活動の一つに挙げられている高級品/宝飾品について、どの範囲までカバーされるのか、電子インボイス発行のために詳細な定義がなされるかどうかは、まだ不明である。

IRBM は、Consolidation of e-Invoice の発行が認められていない活動において、e-Invoice を個人のバイヤーに対して発行することに潜在的な課題があることを認識している。

そのため、個人のバイヤーに対しては、先述の通りマレーシア人の場合、TIN および/または MyKad/MyTentera 番号の使用を可能とした。また、マレーシア人以外の個人については、TIN または TIN とパスポート番号/MyPR/MyKAS 番号の使用を可能とし、さらに、マレーシア人以外の個人が TIN を持たない場合、サプライヤーは一般 TIN を使用することができることとした。

定期的な明細書または請求書

e-Invoice Specific Guideline (Version 2.0) が更新され、明細書に記載された項目について収入の証明および/または費用の証明として、サプライヤーは e-Invoice を発行する必要があることが盛り込まれた。

また、外国企業の事業登録番号が入手できない場合、または提供されない場合、サプライヤーは「Buyer's Registration/ Identification Number/ Passport Number」のデータフィールドに「NA」と入力することができる旨が明記された。

従業員手当、福利厚生

IRBM は、税務上の費用の証明として、従業員名義で発行された e-Invoice、または特定の取引を裏付けるためにサプライヤーが発行した既存のサポート書類を使用することが認められることを明確にした。

会社に代わって従業員が立て替えた経費

IRBM は、税務上の費用の証明として、従業員名義で発行された e-Invoice、または特定の取引を裏付けるためにサプライヤーが発行した既存のサポート書類を使用することが認められることを明確にした。

Self-billed e-Invoice (サプライヤーではなくバイヤーが発行する e-Invoice)

以下の 2 つの取引が、追加で self-billed e-Invoice の対象となる。

- 定期的に発行される明細書/請求書に記録される納税者への支払 (リベートなど)
- 利息の支払い

特定の取引について発行される self-billed e-Invoice に対して、相手方が e-Invoice を発行する必要がないことについて、さらなる明確化がなされている。

また、必要なデータフィールドについて、以下の追加的な特例を提供する。

- Supplier's MSIC Code : 情報が入手できない、または提供されない場合、バイヤーは "00000 "を入力することができる。
- Supplier's Business Activity Description : 情報が入手できない、または提供されない場合、バイヤーは "NA "を入力することができる。

エージェント、ディーラーおよびディストリビューター (ADD) への支払いを伴う取引 (金銭形式か否かを問わない)

e-Invoice Specific Guideline (Version 2.0) では、e-Invoicing の範囲を更新し、ADD が売り手から受け取ることのできるその他のインセンティブ (金銭形式か否かを問わない) も含めることとし、支払いのみに限定しないこととした。

マレーシア企業の場合、マレーシア ADD は TIN および事業登録番号の提供が必須である。

ただし、外国企業で情報が入手または提供できない場合、売り手は、外国 ADD の TIN に「EI00000000030」、事業登録番号に「NA」を入力することができる。

クロス・ボーダー取引

物品の輸入の場合、マレーシアの買い手は通関手続き完了時に self-billed e-Invoice を発行する必要がある。

サービスの輸入の場合、以下のいずれか早いタイミングで self-billed e-Invoice を発行する必要がある

- マレーシアの買い手による支払時
- 海外のサプライヤーからの請求書の受領時

利益分配 (配当など)

マレーシア企業の場合、TINと事業登録番号の提出が義務付けられている。

ただし、外国企業で情報が入手または提供できない場合、分配を行う納税者は、外国受取人の TIN に「EI00000000030」、事業登録番号に「NA」を入力することができる。

為替レート

以前の e-Invoice Specific Guideline (Ver.1.1) では、サプライヤーは e-Invoice にリングット相当額を含めることが要求されていた。

しかし、このたび公表された e-Invoice Specific Guideline (Version 2.0) では、サプライヤーは、e-Invoice の発行に際し、以下のいずれかの方法を選択することができるとされた。

- 該当する外国通貨と適用される為替レートを表示。リングット相当額は含まない。
- 該当する外国通貨およびリングット相当額を表示。為替レートは含まない。
- 該当する外国通貨、リングット相当額および為替レートを表示。

E コマース

2023 年 12 月 22 日に公表された FAQ にしたがって、E コマースについて更なるガイダンスが e-Invoice Specific Guideline (Version 2.0) に含まれた。

1. E コマース・プラットフォームを利用した物品の販売やサービスの提供

E コマース・プラットフォームのプロバイダーは、次の発行に関して責任を負う。

- e-Invoice (買い手の要求に応じて)、もしくは
- レシート (買い手が e-Invoice を要求しない場合)

e-Invoice を必要としない買い手との取引については、月次で consolidated e-Invoice を作成し、月末から 7 暦日以内に IRBM へ提出しなければならない。(ただし、consolidated e-Invoice の適用が認められない取引/活動を除く)

物品の売り手やサービスの提供者は、e-Invoice やレシートを発行する必要はない。

E コマース (続き)

2. E コマース・プラットフォームのプロバイダーから、商品の売り手やサービスの提供者への販売代金の支払い

E コマース・プラットフォームのプロバイダーは、プラットフォーム上での取引成立時に、self-billed e-Invoice を発行しなければならない。

E コマース・プラットフォームのプロバイダーは、商品の売り手やサービスの提供者に対して、現状の明細書の発行頻度（日次、週次、月次、隔月など）に応じて、self-billed e-Invoice を発行することが認められる。

しかしながら、E コマース・プラットフォームのプロバイダーは consolidated e-Invoice を発行することは認められない。

ただし、海外の売り手やサービス提供者の情報が入手または提供できない場合、TIN に「EI00000000030」、事業登録番号に「NA」を入力することができる。

3. E コマース・プラットフォームのプロバイダーから、商品の売り手やサービスの提供者へのプラットフォーム利用料の請求

E コマース・プラットフォームのプロバイダーは、商品の売り手やサービスの提供者へのプラットフォーム利用料の請求として e-Invoice を発行しなければならない。

ただし、海外の売り手やサービス提供者の情報が入手または提供できない場合、TIN に「EI00000000020」、事業登録番号に「NA」を入力することができる。

API (Application Programming Interface) の概要

当該セクションは削除された。詳細は SDK を参照のこと。

サイバーセキュリティ

IRBM は、MyInvois システムが ISO/IEC 27001 情報セキュリティマネジメントシステム (ISMS) および ISO 22301 事業継続マネジメントシステム監査認証に準拠し、認証されることを確認している。

KPMG Offices

Petaling Jaya

Level 10, KPMG Tower,
8, First Avenue, Bandar Utama,
47800 Petaling Jaya, Selangor
Tel: +603 7721 3388
Fax: +603 7721 3399
Email: info@kpmg.com.my

Penang

Level 18, Hunza Tower,
163E, Jalan Kelawei,
10250 Penang
Tel: +604 238 2288
Fax: +604 238 2222
Email: info@kpmg.com.my

Kuching

Level 2, Lee Onn Building,
Jalan Lapangan Terbang,
93250 Kuching, Sarawak
Tel: +6082 268 308
Fax: +6082 530 669
Email: info@kpmg.com.my

Miri

1st Floor, Lot 2045,
Jalan MS 1/2,
Marina Square, Marina Parkcity,
98000 Miri, Sarawak
Tel: +6085 321 912
Fax: +6085 321 962
Email: info@kpmg.com.my

Kota Kinabalu

Lot 3A.01 Level 3A,
Plaza Shell,
29, Jalan Tunku Abdul Rahman,
88000 Kota Kinabalu, Sabah
Tel: +6088 363 020
Fax: +6088 363 022
Email: info@kpmg.com.my

Johor Bahru

Level 3, CIMB Leadership Academy,
No. 3, Jalan Medini Utara 1,
Medini Iskandar,
79200 Iskandar Puteri, Johor
Tel: +607 266 2213
Fax: +607 266 2214
Email: info@kpmg.com.my

Ipoh

Level 17, Ipoh Tower,
Jalan Dato' Seri Ahmad Said,
30450 Ipoh, Perak
Tel: +603 7721 3388
Email: info@kpmg.com.my

Some or all of the services described herein may not be permissible for KPMG audit clients and their affiliates or related entities.



www.kpmg.com.my/Tax

The information contained herein is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavor to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act on such information without appropriate professional advice after a thorough examination of the particular situation.

© 2024 KPMG Tax Services Sdn. Bhd., a company incorporated under Malaysian law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.